

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第262号)

平成15年8月25日

横情審答申第262号

平成15年8月25日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年3月11日道緑土第165号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「法32 承諾書（平成元年12月27日）」、「法247 承諾書（昭和52年11月22日）」、「法248 承諾書（昭和53年1月25日、1名分）」、「法249 道水路境界調査（指示）申請書（昭和52年9月8日）」、「法250 住所氏名記入のメモ（4名分）」及び「法251 公函（法249の添付資料）」の個人情報非訂正決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「法32 承諾書（平成元年12月27日）」、「法247 承諾書（昭和52年11月22日）」、「法248 承諾書（昭和53年1月25日、1名分）」、「法249 道水路境界調査（指示）申請書（昭和52年9月8日）」、「法250 住所氏名記入のメモ（4名分）」及び「法251 公図（法249の添付資料）」を個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「法32 承諾書（平成元年12月27日）」（以下「文書1」という。）、「法247 承諾書（昭和52年11月22日）」（以下「文書2」という。）、「法248 承諾書（昭和53年1月25日、1名分）」（以下「文書3」という。）、「法249 道水路境界調査（指示）申請書（昭和52年9月8日）」（以下「文書4」という。）、「法250 住所氏名記入のメモ（4名分）」（以下「文書5」という。）及び「法251 公図（法249の添付資料）」（以下「文書6」という。以下文書1から文書6までを総称して「本件申立文書」という。）の個人情報訂正請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年1月16日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「新条例」という。）第27条第2項に該当するため全部を非訂正としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 道路の境界調査は、民地と民地との境界を決める行為と何ら変わらず、関係隣接土地所有者相互における用地境界に関する合意、すなわち対等当事者間の私法上の契約である。

文書1、文書2、文書4及び文書6については、承諾者又は申請者の意思に基づき提出されたものを横浜市が取得したものであり、横浜市に訂正する権限はないため、本条項に該当する。

なお、これらの文書は、異議申立人が訴えを提起した平成 年（ ）第 号境界確定請求控訴事件において書証として使用されており、境界の位置については、東京

高等裁判所判決により、平成 年 月 日に確定している。

- (2) 文書3及び文書5については、本件訂正請求者の個人情報が含まれていないため、本条項に該当する。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 道路境界調査申請の理由と目的は、「昭和 年()第 号訴訟で の土地所有者に侵奪された土地の面積及び位置関係を明確にするため、物件を含めた現況測量図作成に必要な土地の範囲を特定する基準点を入れるため」である。
- (3) 文書1、文書2、文書4、文書5及び文書6は、申立人が体験したことも、その内容を承諾した記憶もなく、第三者が見ても常識的にもありようがないので、削除又は訂正を求める。
- (4) 文書2及び文書4の道路境界調査申請書、承諾書は、緑土木事務所等の都合のいいように、理由、署名等は、加筆変造したものである。
申請書の具体的理由は、前記(2)のとおりで、「宅地と公道間の崖地の所在を明確にするため」は内容を改ざん偽造したものである。
- (5) 文書4の添付書類である文書6の公図は、緑土木事務所が、複数の公図を結合してはならないという規則に反して、寺山、中山両町の公図を接続し、申立人の文字に似せて偽造したものである。
- (6) 文書5に記録された特定の者については、該当者がいない。又、文書3では、境界調査当時、妻が所有者であるのに夫となっている。
- (7) 文書1の承諾書は改ざん偽造されている。申立人は、当日は会社勤務で、立会っていない。
- (8) 実施機関が、異議申立書の内容に対して、反論や論評がないのは、申立人の主張を認めたものと解する。
- (9) 道路局、緑土木事務所は、本件道路に面した中山、寺山両町の現況調査を含め、立会規則による綿密な事前調査で、過去の経過等の事実関係を把握していたにも係わらず、申立人の財産権を否定した。
- (10) その基となる個人情報が、都合のいいように改ざん偽造され、その小細工した個人情報が本人の知らぬ間に記録として残され、行使された。この事実は、一般市民を欺

くもので、安全に安心して生活することができない。

5 審査会の判断

(1) 道水路境界調査について

道水路境界調査は、横浜市が管理している道路、河川、水路等とこれらに接する土地との境界を明らかにするために実施している。

道路や水路に接する土地を所有する者が境界調査を必要とするときは、その者からの申請によって、関係する土地の所有者と横浜市が立会協議し、この立会協議の成立により境界を決定している。

境界が確定していない場合に初めてその境界を確定することを境界明示といい、既に確定している場合に関係土地所有者と立会の上、資料等に基づき、その境界を確認することを境界復元という。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書のうち文書1は、平成元年に近隣土地所有者が行った道水路境界復元申請に係る手続きにおいて、申立人等の関係する土地所有者から、自己の土地と道路との境界について横浜市と協議の上、確認し、承諾したことを証する文書として、横浜市へ提出された承諾書である。

文書2は、申立人が昭和52年9月8日に行った道水路境界調査申請（以下「本件境界調査申請」という。）に係る手続きにおいて、申立人等の関係する土地所有者から、自己の土地と道路との境界について横浜市と協議の上、確認し、承諾したことを証する文書として、横浜市へ提出された承諾書である。

文書3は、本件境界調査申請に係る手続きにおいて、関係する近隣土地所有者から、自己の土地と道路との境界について横浜市と協議の上、確認し、承諾したことを証する文書として、横浜市へ提出された承諾書である。

文書1、文書2及び文書3には、それぞれ、承諾年月日、立会年月日、土地の所在（町名、地番）、当該土地の所有者の氏名・住所・印影等が記録されている。

文書4は、本件境界調査申請に際し、公図写し及び隣接土地所有者の住所・氏名が記載された文書等の必要書類を添えて横浜市へ提出された道水路境界調査（指示）申請書であって、申請者である土地所有者の氏名・住所・電話番号・印影、申請土地の所在、申請理由等が記録されている。

文書5は、本件境界調査申請に際し、文書4に添付して、横浜市へ提出された文書であって、当該道水路境界調査に係る隣接土地所有者の住所・氏名等が記録され

ている。

文書 6 は、本件境界調査申請に際し、文書 4 に添付して、横浜市へ提出された当該道水路境界調査に係る土地を含む区域の公図の写しであって、土地の区画や地番等が記録されている。

(3) 訂正請求の前提となる本人開示請求について

本件処分は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。平成12年7月1日新条例の施行に伴い廃止。以下「旧条例」という。）第11条第1項の規定による本人開示の請求により開示された公文書に係るものであるが、当該本人開示請求は、新条例附則第4項の経過措置により、新条例第15条第1項の規定による本人開示請求とみなされる。

また、旧条例においては、本人開示請求の対象を、個人情報記録された公文書単位で取り扱っていたことから、本人開示請求に対して開示された本件申立文書には、請求者本人に関する個人情報以外のもので、旧条例の非開示事由に該当しない情報の部分も併せて開示されていたことが認められる。

(4) 個人情報非訂正の妥当性について

ア 新条例第25条第1項では、「第23条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。」と規定し、新条例第26条第1項では、「前条の規定による訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。・・・」と規定し、また、新条例第27条第2項では、「実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、当該訂正請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

イ 新条例第25条第1項でいう「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等のように、本人の主観によることなく何人でも客観的に判断できる事項と解され、「誤り」とは、何人でも客観的に判断できる事項について、当該個人情報を取り扱っている事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等から見て、公的記録又はそれに順ずる手段によって容易に明らかに出来る事実と不一致がある場合と解される。

ウ 申立人は、文書 1、文書 2、文書 4、文書 5 及び文書 6 について、申立人が体験

したことも、その内容を承諾した記憶もなく、偽造されたものであり、文書3についても、記録された内容が誤っているので、当該文書に記録された個人情報の訂正を求めると主張している。

そこで、当審査会は、当該主張について検討するため、本件申立文書及び申立人から提出された資料を見分したところ、文書1、文書2、文書4及び文書6については、申立人本人の主張以外に、客観的に判断できる証拠となる資料が申立人から提出されていないことから、当審査会としては、文書1、文書2、文書4及び文書6に記録された個人情報が誤りであると判断することはできなかった。

また、文書3及び文書5についても、申立人自身に関する個人情報は記録されていないことから、本件訂正請求を認めることはできなかった。

なお、本件申立文書については、申立人が横浜市に対して行った道路境界確定に関する訴訟において、書証として使用されており、当該判決においても、申立人の道路境界に関する主張は退けられている。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を新条例第27条第2項に該当するため、個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年3月11日	・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理
平成14年4月1日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年3月22日 (第266回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年6月13日 (第13回第二部会)	・審議
平成15年6月27日 (第14回第二部会)	・審議
平成15年7月11日 (第15回第二部会)	・審議
平成15年7月25日 (第16回第二部会)	・審議
平成15年8月8日 (第17回第二部会)	・審議